

## 広島県立安古市高等学校校務運営規程

(目的)

第1条 この規程は法令及び広島県高等学校等管理規則に基づき、広島県立安古市高等学校の校務運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

(校長)

第2条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(教頭)

第3条 教頭は、校長を助け、校務を整理し、校長に事故ある時はその職責を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

(総括事務長)

第4条 総括事務長は、学校経営に関して校長を補佐し、校長の命を受け、事務を掌理する。

(主幹教諭)

第5条 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。

(校務運営会議)

第6条 校長は、校長の職務の円滑な執行を補助させるため、校務運営会議を置く。

2 校務運営会議は、学校経営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整を行う。

3 校長、教頭、総括事務長、主幹教諭、第10条で定める主任・主事及び必要に応じて校長が指名するもので構成する。

4 校務運営会議は、校長が招集し、主宰する。

(職員会議)

第7条 校長は、校長の職務の円滑な執行を補助させるため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が必要と認める事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換などを行う。

3 職員会議は、常勤の教職員で構成する。

4 職員会議は、校長が招集し、主宰する。

(事務組織)

第8条 事務室の事務は庶務、会計、管財の事務とする。

(校務分掌組織)

第9条 校長は、職務の円滑な執行を補助させるため、次の部、学年会を置く。

(1) 部 総務部、教務部、生徒指導部、進路指導部、特別活動推進部、企画研修部

(2) 学年会 第1学年、第2学年、第3学年

(主任・主事)

第10条 広島県立高等学校等管理規則第15条に則り、教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事及び保健主事を置く。

2 校長は、校務運営を円滑にするために、総務部主任、特別活動推進部主任、企画研修部主任を置く。第9条に定める(1)部、(2)学年会には、それぞれ副主任をおく。

3 主任・主事(以下「主任等」という)は、所掌事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

4 副主任は、主任等を助け、所掌事項を整理し、主任等に事故ある時はその職責を代理し、主任等が欠けたときはその職務を行う。

5 主任等は、部会議及び学年会議を招集し、主宰する。

6 主任等の命免は、第1項については教育委員会の承認を得て行い、その他は校長が行う。

7 副主任の命免は、校長が行う。

(教科会)

第11条 校長は、校長の職務の円滑な執行を補助させるため、教科会を置く。

2 教科会に主任を置く。教科主任は、所掌事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

3 教科主任は、教科会議を招集し、主宰する。

4 教科主任の命免は、校長が行う。

(教科主任会)

第12条 校長は、各教科・科目等相互間の関連及び発展的、系統的な指導を充実させるため、教科主任会を置く。

2 指導教諭、または主幹教諭は、教科主任会議を招集し、主宰する。

3 教務主任は、教科主任会において、主幹教諭を補佐し、教科等の指導に関する企画立案及び連絡調整を行う。

4 教科主任会は、各教科に亘る諸問題について、協議、意見交換を行う。

(学校保健委員会)

第13条 学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するため、学校保健委員会を置く。

2 学校保健委員会についての運営要項は別に定める。

(生徒サポート会議)

第14条 学校において、配慮を要する生徒の指導に関わる事項を協議するため、生徒サポート会議を置く。

2 生徒サポート会議についての運営要項は別に定める。

(学校衛生委員会)

第15条 広島県立学校職員衛生管理要綱第9条の規定に基づき、学校衛生委員会を置く。

2 学校衛生委員会についての運営要項は別に定める。

(学校運営協議会)

第16条 広島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、学校運営協議会を置く。

2 学校運営協議会についての運営要項は別に定める。

(いじめ、体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口)

第17条 生徒に対する体罰並びに教職員及び生徒を対象としたセクシュアル・ハラスメントに係る相談を受け付けるために「いじめ、体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置する。

2 「いじめ、体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」設置要項を別に定める。

(不祥事防止委員会)

第18条 教職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事の根絶に向け、教職員が主体的に不祥事防止に取り組むため、不祥事防止委員会を設置する。

2 不祥事防止委員会の構成及び所掌事務は別に定める。

(いじめ防止対策推進委員会)

第19条 いじめ防止対策推進法の規定に基づき、別に定めるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針により、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策推進委員会を設置する。

2 いじめ防止対策推進委員会の構成及び所掌事務は別に定める。

(部活動顧問会議)

第20条 校長は、部活動の円滑な運営のため、部活動顧問会議を置く。

2 部活動顧問会議は、特別活動部主任が招集し、主宰する。

(雑則)

第21条 この規程の実施に関して必要な細則は、校長が別に定める。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成14年3月31日一部改正、この規程は、平成14年4月1日から施行する。

平成15年3月31日一部改正、この規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成16年3月31日一部改正、この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成17年3月31日一部改正、この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成18年3月31日一部改正、この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成20年8月25日一部改正、この規程は、平成20年9月1日から施行する。

平成21年3月31日一部改正、この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成22年3月31日一部改正、この規程は、平成22年4月1日から施行する。

平成24年3月31日一部改正、この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成25年8月23日一部改正、この規程は、平成25年8月26日から施行する。

平成26年3月31日一部改正、この規程は、平成26年4月1日から施行する。

平成27年3月31日一部改正、この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成28年3月31日一部改正、この規程は、平成28年4月1日から施行する。

平成31年3月31日一部改正、この規則は、平成31年4月1日から施行する。

令和2年4月6日一部改正、この規則は、令和2年4月7日から施行する。

令和3年4月6日一部改正、この規則は、令和3年4月7日から施行する。